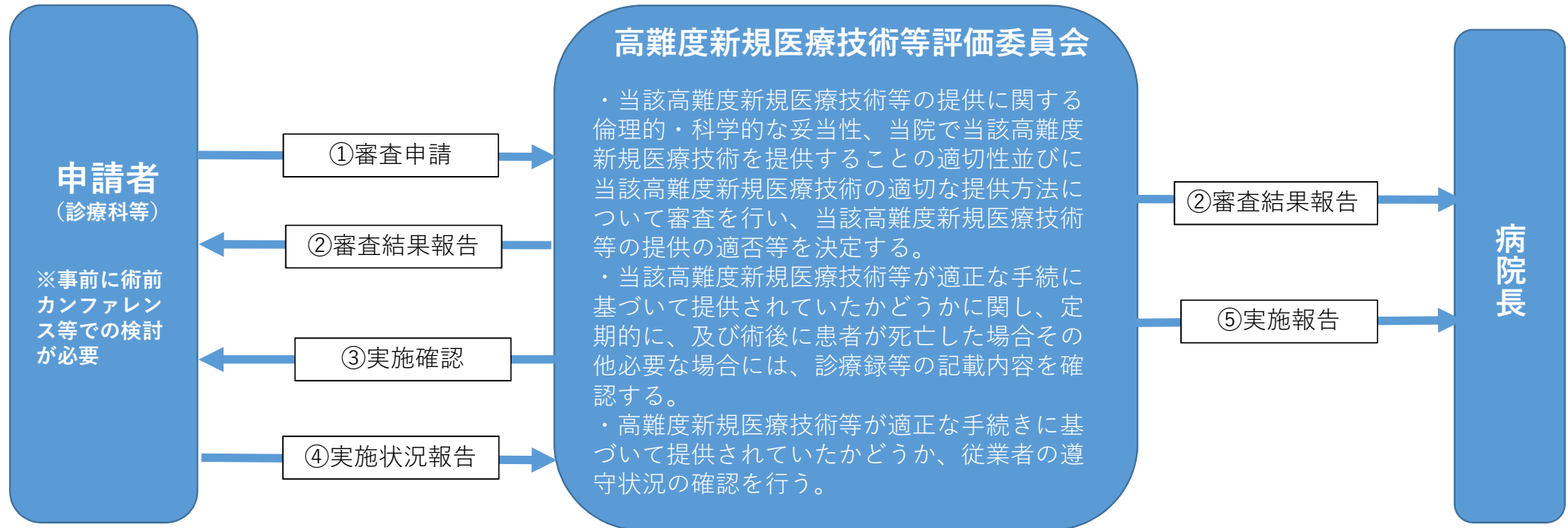


高難度新規医療技術等評価委員会の体制・フロー



【申請対象となる案件】

- ・ 高難度新規医療技術（当院で実施したことのない医療技術（軽微な術式の変更等を除く。）であってその実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるもの）の導入に関する事項（外保連試案の難易度Eや一部の難易度Dに該当する高難度医療技術が該当）
- ・ 未承認新規医薬品
- ・ 当院で使用したことのない医薬品の適応外使用
- ・ 禁忌医薬品の使用